

01018

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 條例

警察保安関係許可手数料条例をここに公布する。

昭和二十九年七月一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

### 鳥取県条例第四十九号

#### 警察保安関係許可手数料条例

- ◆条例 警察保安関係許可手数料条例
- ◆風俗営業取締法施行条例等の一部改正
- ◆訓令 守衛服務規程の一部改正
- ◆告示 農業委員会の設置

右 同

- ◆人委規則 司法警察員等の指定に関する規則

從前の鳥取県公安委員会のした定の効力  
の経過措置に関する規則  
從前の鳥取県公安委員会の制定した規則  
等の効力の経過措置に伴う詫替規則  
示威行進及び集団示威運動に関する規則  
施行規則の経過措置に関する規則  
正する規則

職員の勤務時間に関する規則の一部を改  
別表

### 附則

この条例は、公布の日から施行する。

01020

昭和29年7月1日 木曜日 鳥取県公報(号外)第42号

による許可証の交付  
十四 右 同  
許可証の再交付  
十五 右 同  
風俗営業取締法施行条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和二十九年七月一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県条例第五十号

風俗営業取締法施行条例等の一部を改正する条例

(風俗営業取締法施行条例の一部改正)

第一条 風俗営業取締法施行条例(昭和二十三年八月鳥

取県条例第五十五号)の一部を次のように改正する。

第二条中「所轄公安委員会(以下公安委員会といふ。)」を「公安委員会」に、「(住所地、住所と営業所とが

公安委員会の管轄を異にする場合は主たる営業所)」を「(住所地)」に改める。

第四条中「同一公安委員会の管轄区域内において、」

第六条第二項及び第三項並びに第七条第一項中「所轄」を削り、第七条第四項を削る。

第十二条中「又は警察吏員」を削る。

第十三条第一項中「県国家地方警察隊長若しくは自治体警察署長」を「県警察本部長」に改める。

による許可証の交付  
十四 右 同  
許可証の再交付  
十五 右 同  
風俗営業取締法第一條第三号の営業

(キャバレー、ダンスホールその他設備を設け

て客にダンスをさせる営業)

五十円

(金属屑業条例の一部改正)

第一条 金属屑業条例(昭和二十七年七月鳥取県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「所在地を管轄する公安委員会(以下

「所轄公安委員会」といふ。)」を「所在地を管轄する

警察署長を経由し、公安委員会」に改め、同条第三項

中「営業地域を管轄する公安委員会」を「営業地域を

管轄する警察署長を経由し公安委員会」に改める。

第四条第一項中「所轄」を削る。

第五条中「他の公安委員会の管轄する区域に」を削り、

「第三条に準じて当該公安委員会」を「その旨を公安

委員会」に改める。

第六条第二項及び第三項並びに第七条第一項中「所轄」

を削り、第七条第四項を削る。

第十二条中「又は警察吏員」を削る。

第十三条第一項中「県国家地方警察隊長若しくは自治体警察署長」を「県警察本部長」に改める。

01019

昭和29年7月1日 木曜日 鳥取県公報(号外)第42号 2

一 許可区分

手数料

風俗営業取締法第一條第一号の営業

(待合、料理店、カフェーその他客席で客の接

待をして客に遊興又は飲食させる営業)

二 右 同

許可証の再交付

千円

風俗営業取締法第一條第二号の営業

(キャバレー、ダンスホールその他設備を設け

千円

風俗営業取締法第一條第三号の営業

(玉突場、まあじやん屋ばらんこ屋その他設備

千円

を設けて客に射撃心をそそる處のある遊技をさ

千円

許可証の再交付(更新許可の場合も含む)

千円

許可証の再交付

千円

古物営業法第十一条第二項による営業

(玉突場、まあじやん屋ばらんこ屋その他設備

千円

古物営業法関係

千円

古物営業法関係

千円

質屋営業法第八条第一項による営業

(支店を設ける場合も含む)

千円

質屋営業法第八条第二項による

五百円

許可の更新

五百円

質屋営業法関係

五百円

銃砲刀剣類等所持取締令第五条第一項

二百円

銃砲刀剣類等所持取締令第五条第一項

五百円

行商

五百円

露店

三百円

市場主

五百円

せり売

一百円

古物商

三百円

行商

五百円

露店

三百円

市場主

五百円

古物商

千円

古物商

千円

古物商

千円

古物商

千円

古物商

千円

" 湖南農業委員会 前の吉岡、大郷、松保の農業 委員会の区域
" 湖東農業委員会 前の末恒、湖山、賀露、千代 水の農業委員会の区域
" 弓ヶ浜農業委員会 前の彦名、富益、夜見の農業 委員会の区域
" 美保農業委員会 前の崎津、大篠津、和田の農 業委員会の区域
鳥取県告示第三百三十一号

農業委員会の統合に伴い農業委員会法（昭和二十六年法律第八十八号）第二条の規定により、昭和二十九年六月二十五日から米子市に次のとおり農業委員会が設置された。

昭和二十九年七月一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

農業委員会の名称  
区 域

米子市中部農業委員会 前の米子、住吉、加茂の農業  
委員会の区域

" 東部農業委員会 前の車尾、福生、福米、巖の農業  
委員会の区域

" 南部農業委員会 前の尙徳、五千石、成実の農

第十三条第三項及び第十五条第一項、同条第二項並びに第十九条第二号中「又は警察吏員」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県訓令第十一号

序 中 一 般

鳥取県守衛服務規程（昭和二十七年八月鳥取県訓令第十  
九号）の一部を次のように改正する。

昭和二十九年七月一日

第三条を次のように改める。

第三条 削 除

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

昭和二十九年七月一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

農業委員会の名称

区 域

鳥取市東部農業委員会 前の中ノ郷、富桑、旧市、稻

葉の農業委員会の区域

千代農業委員会 前の倉田、美保、面影の農業  
委員会の区域

邑美農業委員会 前の倉田、美保、面影の農業  
委員会の区域

高草農業委員会 前の神戸、大和、美穂の農業  
委員会の区域

の農業委員会の区域

鳥取県告示第三百三十一号

農業委員会の統合に伴い農業委員会法（昭和二十六年法律第八十八号）第二条の規定により、昭和二十九年六月二十五日から鳥取市に次のとおり農業委員会が設置された。

昭和二十九年六月二十五日から鳥取市に次のとおり農業委員会が設置された。

鳥取県告示第三百三十二号

昭和二十九年七月一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

農業委員会の名称

区 域

倉吉市河北農業委員会 前の上井、西郷、上北条の農

業委員会の区域

倉吉農業委員会 前の倉吉、社の農業委員会の区域

の農業委員会の区域

告 示

示

大鴨農業委員会 前の小鴨、上小鴨の農業委員会の区域  
久米農業委員会 前の高城、北谷の農業委員会の区域

### 公安委員会規則

刑事訴訟法第百八十九条及び第百九十九条第二項の規定に基く司法警察員等の指定に関する規則をここに公布する。

昭和二十九年七月一日

鳥取県公安委員会 委員長 秋 久 勳

#### 鳥取県公安委員会規則第一号

刑事訴訟法第百八十九条及び第百九十九条

第二項の規定に基く司法警察員等の指定に関する規則

第一条 鳥取県警察に勤務する警察官のうち、巡査部長以上の階級にある警察官は司法警察員とし、巡査の階級にある警察官は司法巡査とする。

2 鳥取県警察本部に勤務する警察官のうち、刑事訴訟法第百九十九条第一項に規定する逮捕状を請求することができる司法警察員は次のとおりとする。

一 鳥取県警察本部長の職にある者

二 鳥取県警察本部の捜査課、警備課、警ら交通課、防犯統計課及び鑑識課に勤務する警部以上の階級にある警察官

三 警察署に勤務する警部以上の階級にある警察官

第三条 前条の規定により指定を受けた司法警察員に対しては、別記様式の証票を交付するものとする。

2 指定を受けた司法警察員は、前項に規定する証票の交付を受けたときは、これを警察手帳にちよう付し、裁判官から要求のあつたときは、これを呈示しなければならない。

### 附 則

- 1 この規則は、昭和二十九年七月一日から施行する。
- 2 次に掲げる規則は、廃止する。

昭和二十三年鳥取県公安委員会規則第一号  
昭和二十八年鳥取県公安委員会規則第一号  
昭和二十八年鳥取県公安委員会規則第二号

### 別記様式

No.	証 票	所屬課署名
官 職 氏	名	右は刑事訴訟法第百九十九条第二項の規定による指定を受けた司法警察員であることを証明する
昭 和 年 月 日	鳥取県公安委員会 印	印

5 センチメートル

從前の鳥取県公安委員会のした定の効力の経過措置に関する規則をここ公布する。

昭和二十九年七月一日

### 鳥取県公安委員会規則第二号

從前の鳥取県公安委員会のした定の効力の経過措置に関する規則

第一条 警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)の施行の際現に効力を有する從前の鳥取県公安委員会のした定は、同法に基く鳥取県公安委員会が別段の定をするまでの間、法令に違反しない限度において、鳥取県公安委員会がした定として、当分の間、なお引き続き効力を有するものとする。

第二条 前条の規定に基づきなお引き続き効力を有する從前の鳥取県公安委員会のした定のうち、鳥取県国家地方警察(又は鳥取県内の市警察)に関するものは、鳥取県警察に關する定とする。

この場合において、読み替その他の経過措置に關し必要

昭和29年7月1日 木曜日 鳥取県公報(号外) 第42号

な事項は、別に鳥取県公安委員会が定める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

従前の鳥取県公安委員会の制定した規則、訓令、告示等の効力の経過措置に伴う読み替規則をここに公布する。

昭和二十九年七月一日

鳥取県公安委員会 委員長 秋久勲  
鳥取県公安委員会規則第三号

従前の鳥取県公安委員会の制定した規則、訓

令、告示等の効力の経過措置に伴う読み替規則

従前の鳥取県公安委員会の制定した規則、訓令、告示等の中

「国家地方警察鳥取県本部」とあるのは「鳥取県警察

本部」と、「警察隊長」とあるのは「警察本部長」と、

「地区警察署」及び「自治体警察署」とあるのは「警

察署」と、「所轄公安委員会」とあるのは「公安委員

会」とそれぞれ読み替えるものとする

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

示威行進及び集団示威運動に関する条例施行規則の経過措置に関する規則

第一条 昭和二十四年十一月七日米子市公安委員会の定めた示威行進及び集団示威運動に関する条例施行規則は別に定をするまでの間鳥取県公安委員会の定めた規則として当分の間なお引き続き効力を有するものとする。

**鳥取県公安委員会規則第四号**

示威行進及び集団示威運動に関する規則

第一條 昭和二十四年十一月七日米子市公安委員会の定

めた示威行進及び集団示威運動に関する条例施行規則は別に定をするまでの間鳥取県公安委員会の定めた規則として当分の間なお引き続き効力を有するものとする。

第二條 この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**鳥取県人事委員会規則第八号**

示威行進及び集団示威運動に関する規則

第一條 この規則は、公布の日から施行する。

職員の勤務時間に関する規則(昭和二十六年十二月鳥取県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改める。

第二条を次のように改める。

(勤務時間)  
職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則

**鳥取県人事委員会規則第八号**

昭和二十九年七月一日

鳥取県人事委員会 委員長 中本覚藏

**人事委員会規則**

職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十九年七月一日

鳥取県人事委員会 委員長 中本覚藏

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則

昭和二十九年七月一日

鳥取県人事委員会規則第八号

職員の勤務時間に関する規則(昭和二十六年十二月鳥取県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改める。

第二条を次のように改める。

(勤務時間)  
職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則